

既存住宅状況調査（インスペクション）補助金

【対象空き家】 認定申請日時点において、次のいずれかに該当する空き家

（区分所有建物の空き室も含む。）

- ① 市内にある、1年以上使用されていない、床面積の2分の1以上が住宅として使用されていた建物
- ② 春日井市空き家・空き地バンクに登録されている建物

【対象者】 次のいずれにも該当する個人

- ・ 空き家の所有者又は空き家を購入又は賃借を予定している者
- ・ 調査について、空き家の所有者の承諾を得ている者（空き家の所有者でない場合）
- ・ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- ・ 同一の空き家において、当補助金の交付を受けていない者

【対象経費】

- ・ 空き家の既存住宅状況調査※に要する経費

※既存住宅状況調査方法基準に沿って同基準に規定する既存住宅状況調査技術者が行う調査である必要があります。

【補助額】

- ・ 対象経費の額（消費税及び地方消費税を除く。）に2分の1を乗じて得た額とし、50,000円を限度とする。（1,000円未満の端数が乗じた場合は、切り捨て）

【申請方法】

- ・ 既存住宅状況調査の契約をする前日までに、添付書類を添えて、住宅政策課に申請書を提出してください。

※予算の範囲内で先着順に受け付けます。

<問い合わせ・申込み先>

春日井市まちづくり推進部 住宅政策課 空き家対策担当

〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44 電話 (0568)85-6572

◆ 認定申請

1 申請書の添付書類について

既存住宅状況調査の契約する前に申請書（第1号様式）に次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 空き家の使用状況報告書（第2号様式）※

※市が次のことを確認するため、空き家所有者の方に署名をもらう必要があります。

- ・過去1年分の水道使用量を確認することへの同意があること
 - ・申請者が既存住宅状況調査を行うことへの同意があること
- (2) 空き家の登記事項証明書等の所有者が確認できる書類の写し

◆ 交付申請（実績報告）

既存住宅状況調査日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日(土日祝日の場合は、直前の平日)のいずれか早い日までに、次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 契約書の写し又は請書の写し
- (2) 請求書の写し
- (3) 領収書等の支払った金額が確認できる書類の写し
- (4) 調査技術者の登録証等の調査技術者であることがわかる書類の写し
- (5) 既存住宅状況調査の報告書の写し

◆ 補助金の請求

1 請求書の提出について

市からの補助金確定通知書を受け取り後、請求書を提出してください。

- (1) 振込口座は、申請者本人名義の口座を指定してください。
- (2) 市は、請求書を受理後、30日以内に指定口座に振込みますので、大変お手数ですが、ご自身で通帳記入を行い、入金を確認してください。

◆ その他

同一の補助対象空き家について、過去にこの要綱に定める補助金の交付を受けた方は、再度交付を受けることができません。

※同一の空き家であっても、補助対象者が異なる場合は対象となります。